

# 9月は高齢者向け悪徳商法・振り込め詐欺

## 被害防止キャンペーン月間です

(産業課)

悪質商法やニセ電話詐欺による高齢者の被害が依然として後を絶たないことから、9月をキャンペーン月間と定め、県と県警と町が連携して啓発活動を実施します。

一人暮らしや、昼間自宅で留守番をしている高齢者を狙った被害が増えていますのでご注意ください。

### 【事例1】

最近、社債のパンフレットが届いた。すると、見知らぬ業者から「パンフレットは届いたか」と電話がかかってきた。「とてもいい社債で欲しいが、選ばれたあなたしか買えない。代わりに買ってくれたら3倍の値段で買い取る」と言われ、200万円で購入した。だが、その後、買い取ると約束をした業者と連絡が取れなくなってしまった。

### 事例1アドバイス

このような利殖商法を、劇場型勧誘といいます。社債のパンフレットを送ってきた業者と、買い取ると約束をした業者は「グル」になっています。一度払ってしまったお金を取り戻すことは大変難しいです。安易なもうけ話はありません。

### 【事例2】

「2千円で雨どいを掃除します」と業者が自宅を訪れた。掃除してもらい料金を払ったが、契約書や領収書はもらわなかった。後日、再び業者が訪れ「掃除の時に瓦が壊れていたのを見つけたので修理工事をしましょうか」と言われた。契約書を交わして工事を頼んだが、300万円と高額なので止めたい。

### 事例2アドバイス

訪問販売なのでクーリング・オフができます。業者宛にクーリング・オフのはがきを出しましょう。

### ◎クーリング・オフについて

訪問販売や電話勧誘で契約した場合、クーリング・オフの説明が書かれた書面を受け取った日から8日以内なら無条件に解約できます。

クーリング・オフのはがきの書き方は下記をご参照ください。※契約をする前に、家の人や身近な人に相談しましょう。消費生活相談窓口や、消費者ホットライン(0570・064・370)でも相談を受け付けています。

## クーリング・オフはがきの書き方

簡易書留

事業者住所  
事業者名  
代表者名 様

(クレジット契約のある場合には、  
信販会社宛も作成)

はがき表面

通知書

次の契約を解除します

契約年月日 ○年○月○日

商品名 ○○○○○

契約金額 ○○○○○円

販売会社名 株式会社○○  
(担当者名) △△△

クレジット会社 ×××株式会社

(通知を出した年月日)  
(自分の住所・氏名)

はがき裏面  
クレジット会社宛

通知書

次の契約を解除します

契約年月日 ○年○月○日

商品名 ○○○○○

契約金額 ○○○○○円

販売会社名 株式会社○○  
(担当者名) △△△

支払った代金○○円を返し、商品  
を引き取ってください

(通知を出した年月日)  
(自分の住所・氏名)

はがき裏面  
販売会社宛

はがきなどの書面に、「契約を解除する」旨を明記し、販売店宛に通知します。

商品代金の一部または全部を支払い済みの場合は、支払った金額を返金するよう記載し、すでに商品を受領している場合には、引き取りを求めます。

記入したはがきの両面のコピーをとって、保管しておきます。

はがきは、郵便局の窓口に行き、「簡易書留」で証拠が残る方法で発送します。

クレジット契約をした場合には、はがきをもう一枚用意し、クレジット会社にも同様の通知を出します。